

シンガポール共和国・
メイフラワー校の
中学生30名が
来町します

12月9日(木)から
12月12日(日)まで
鏡野町でホームステイ

12月11日(土)17時から
1時間程度、メイフ
ラワー校の中学生が、
鏡野中学校講堂で舞踊
発表を行います。

どなたでもご自由にご
参加ください。
※開始時間が遅れる場
合もあります

お問い合わせ先

企画課

電話(08668)54-26882

父子家庭の

児童扶養手当の申請は

11月30日までに

お願いします。

○児童扶養手当とは

父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○手当月額

所得制限があります。また、手当額は、受給資格者、扶養義務者の所得により決められます。

児童1人の場合…

41,710円～9,850円
(2人目…5,000円)
(3人目以降…3,000円)

※不明な点は、鏡野町役場福祉課福祉係

電話(08668)54-2986までお問い合わせ下さい。

平成22年9月30日

有効期限の

介護保険被保険者証を
お持ちの方へ

介護保険被保険者証の有効期限は平成18年4月から廃止されており、右記期限の被保険者証については、有効期限が切れていても有効に使用できますので、そのままお持ち下さい。

被保険者証は、介護(介護予防)サービスを利用するための要介護認定を申請するときに必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。要介護認定の申請時に、申請書と一緒に提出してください。

※なお、期限の削除を希望される方は、鏡野町役場福祉課及び各振興センターに被保険者証をお持ちいただければ、期限の削除された新しい被保険者証と交換いたします。

お問い合わせ先

鏡野町福祉課 介護保険係

電話(08668)54-26880